

「鳥栖久留米道路」の事業説明会の開催について

下記事業の目的及び内容についての説明会を次のとおり開催します。

なお、この説明会は、土地収用法第15条の14の規定に基づく事業説明会にも該当しますので、申し添えます。

記

◇起業者の名称及び住所

東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中野 洋昌

◇事業の種類

一般国道3号改築工事（鳥栖久留米道路）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

◇事業の施行を予定する土地の所在

福岡県久留米市東合川干出町地内から同市東合川三丁目地内まで

◇会場

福岡県久留米市東合川五丁目9番10号
久留米地域職業訓練センター 3階 大ホール

◇日時

令和7年3月6日（木）午後6時から午後7時まで
（受付開始 午後5時30分）

◇主催

国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所

◇問い合わせ

国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所
鳥栖久留米道路の計画に関する連絡先：計画課
鳥栖久留米道路の補償に関する連絡先：用地第一課
電話092（681）4731（代表）